平成２８年（フ）第４１９号
静岡県浜松市西区坪井町32番地の21
債務者　松下裕美子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９０１号
横浜市西区桜木町４丁目20番地２　セジョリ横浜みなとみらい504号
債務者　市村　早苗
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９８３号
神奈川県海老名市中央３丁目４番26―503号
債務者　新野　光代（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９９９号
横浜市泉区中田南３丁目３番19号　中田グリーンハイツ201、住民票上の住所横浜市泉区中田南３丁目３番19号　グリーンハイツ101
債務者　山田　哲秀
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２４号
横浜市西区岡野１丁目１番９号　井上ビル206号
債務者　高田今日子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２３１号
横浜市緑区中山町915番地　ジュネス中山202号
債務者　住本　安紀
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２３７号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―508
債務者　高橋　捷子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２５４号
横浜市神奈川区菅田町863番地５　エレガンス菅田第一203号
債務者　田中真梨菜
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２５５号
横浜市泉区上飯田町2890番地11
債務者　島田志ほみ
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２９号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目９番32号
債務者　小泉　典久
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６７３号
埼玉県桶川市若宮２丁目４番10号　そうます第２コーポ201号
破産者　有坂　伸吾
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７４号
埼玉県桶川市若宮２丁目４番10号　そうます第２コーポ201号
破産者　有坂　圭子
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
川崎市麻生区千代ケ丘２丁目２番地１　サンテラスヴィラ新百合　３―101
破産者　掛川　　渡
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
川崎市麻生区千代ケ丘２丁目２番地１　サンテラスヴィラ新百合　３―101
破産者　掛川　典子
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
川崎市高津区上作延434番地４　サニーハイツ　102
破産者　菊地　広志
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
川崎市川崎区小田２丁目３番８号　ロイヤルウイングス　202
破産者　石田　法夫
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係